

介護保険負担限度額について

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、介護医療院やショートステイを利用する方で下記基準を満たす場合は、食費と居住費の自己負担額を一部減額することができます。有効期間は申請月から最初に到来する7月31日までとなっていますので、毎年、更新申請をする必要があります。

<対象者>

- ・世帯員全員が市民税非課税であること
(市民税課税の配偶者がいる場合、世帯を分離されていても対象外となります)
- ・預貯金（有価証券、現金等含む）が各段階の上限額以内であること

段階		対象者	預貯金額等上限
第1段階		・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円以下 (夫婦で2,000万円未満)
第2段階		合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が82.65万円以下の方	650万円以下 (夫婦で1,650万円以下)
第3段階	①	合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が82.65万円超120万円以下の方	550万円以下 (夫婦で1,550万円以下)
	②	合計所得金額＋課税年金額＋非課税年金額が120万円超の方	500万円以下 (夫婦で1,500万円以下)

※令和8年8月より年金収入の基準額が80.9万円から82.65万円に変更となります。

<申請方法>

以下の書類を「新庄市成人福祉課 介護保険係（福祉フロア3番窓口）」に提出してください。
(施設でとりまとめを行っている場合は施設に提出をお願いします。)

<必要書類>

- ・介護保険負担限度額認定申請書（裏面も忘れず記入してください）
- ・本人及び配偶者（いる場合）の全ての預貯金通帳の写し（表紙をめくった1枚目の見開きのページ（金融機関名、支店名、口座番号、名義が確認できるページ）と、残高（定期預金含む）が確認できるページの両方の写し。最新の残高まで記帳してください。)
- ・有価証券等の評価額がわかる証券等（有価証券等をお持ちの場合）

<注意点>

- ・預金残高、住民税、年金収入の変更などがあり基準を満たさなくなった場合は、減免段階の変更・却下されることがあります。更新時点と状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。
また、預金が新たに見つかった場合や他の年金収入が確認できた等の場合も、減免段階の変更・却下されることがあります。

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が変わります。

令和8年8月1日から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については100円（日額）引き上がります。食費の基準費用額についても100円（日額）引き上がります。

<1日当たりの費用負担額> ●食費【ショートステイの場合】

段階	日額 【ショートステイの場合】	日額 【ショートステイの場合】
第1段階	300円 【300円】	300円 【300円】
第2段階	390円 【600円】	390円 【600円】
第3段階①	650円 【1,000円】	680円 【1,030円】
第3段階②	1,360円 【1,300円】	1,420円 【1,360円】
第4段階（基準費用額）	1,445円 【1,445円】	1,545円 【1,545円】

<1日当たりの費用負担額>

●居住費（変更前 令和8年7月まで）

段階	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 （老健・医療院等）	従来型個室 （特養等）	多床室 （老健・医療院等）	多床室 （老健・医療院等）注	多床室 （特養等）
第1段階	880円	550円	550円	380円	0円	0円	0円
第2段階	880円	550円	550円	480円	430円	430円	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	430円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	430円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	697円	915円

●居住費（変更後 令和8年8月から）

段階	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 （老健・医療院等）	従来型個室 （特養等）	多床室 （老健・医療院等）	多床室 （老健・医療院等）注	多床室 （特養等）
第1段階	880円	550円	550円	380円	0円	0円	0円
第2段階	880円	550円	550円	480円	430円	430円	430円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	430円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円	980円	430円	530円	530円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	697円	915円

注 「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。